

## 自動継続定額複利預金（自由金利型定期預金（M型））規定

### 1.（自動継続）

- (1)自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は預金証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

### 2.（預金の支払時期等）

- (1)この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6ヶ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2)前項による（一部支払をしたときは、その支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払は預入日の6ヶ月後の応当日から、最長預入期限の前日までの間に、10,000円以上10,000円単位の金額で請求してください。ただし、お支払後の残高が1,000円以上になるように指定してください。なお、この預金の一部支払をしたときは、その支払後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 3.（利息）

- (1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払をするときは一部支払の時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払するときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記第1条第2項の利率。）によって6ヶ月複利の方法で計算します。ただし、一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について計算します。
  - ①6ヶ月以上1年未満
  - ②1年以上2年未満
  - ③2年以上3年未満
  - ④3年以上4年未満
  - ⑤4年以上5年未満
  - ⑥5年
- (2)継続後の預金についても上記第3条第1項と同様の方法によります。
- (3)継続する場合の利率は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金、または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- (4)解約または一部支払をするときのこの預金の利息は、解約または一部支払をする元金とともに支払います。
- (5)継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6)この預金を第4条第1項により預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第4項、第5項および第6項の規定により解約するには、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 4.（預金の解約、書替継続）

- (1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して預金証書記載の取扱店に提出してください。また、一部解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して証書とともに預金証書記載の取扱店に提出してください。この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

以上